議会運営委員会行政視察報告書

１　視察期間

令和８年７月 15 日から７月 16 日まで　　２日間

２　視察都市

（１）千葉県　白井市

（２）埼玉県　狭山市

３　参加者

戸塚邦彦委員長、鳥居節夫副委員長、宮崎真理子委員、浦木尚行委員、
大迫由美子委員、江塚学委員、小池和広委員、加藤文重委員、高梨俊弘委員
鈴木喜文議長、秋山勝則副議長
随行：杉田雅英主査

４　視察事項

一般質問における資料提示について

・千葉県　白井市

（１）資料投影の経緯・背景

（２）資料投影の基準

（３）資料投影の課題

（４）資料投影に伴う、事務局操作について

（５）その他、議会運営に係る特色ある取組について

・埼玉県　狭山市

（１）資料投影の経緯・背景

（２）資料投影の基準

（３）資料投影の課題

（４）資料投影に伴う、事務局操作について

（５）その他、議会運営に係る特色ある取組について

５　考察

次のとおり

Ⅰ　白井市　人口：61,492 人・面積 35.48 ㎢（令和８年７月１日現在）

１　一般質問における資料提示について

⑴　概要

白井市は千葉県の北西部に位置し、東は印西市と八千代市、南は船橋市、西は鎌ヶ谷市、北は柏市の５市に接していて、春には梨の花が咲きほこり、都市と住宅が調和したまちです。

都心から 30 キロメートルの距離にあり、当時白井町だった昭和 54 年に北総鉄道が開通したことで沿線のニュータウン地区に住民が多数入居し、人口が飛躍的に増加した。平成 13 年４月には市制を施行し、千葉県内で 32 番目の市になりました。

特産品は梨で、全国でも有数の産地として知られており、栽培面積は千葉県内で１位です。

議会においては議員の定数は 18 名、平均年齢は 62.9 歳で女性議員の割合が全国で一番高い構成となっている。

⑵　考察

白井市議会は、以前から一般質問での補足資料として、パネル掲示や紙媒体が使用されていた。

平成３１年の改選後、各会派から提出された議会改革に係る検討事項において、「議場におけるパワーポイントの利用」の提案があり、使用基準が協議され導入に至った。約８割の議員が一般質問でパワーポイント等の資料を活用し、市民からは内容の可視化や議論の理解が深まると概ね好意的に受け止められている。一方で、導入にあたっては数多くの課題と慎重な運用ルール整備の必要性が浮き彫りになった。

資料投影や提示に執着するあまり本会議での質問内容が軽くなり、アニメーションの多用などで議員が単なるファシリテーターのようになってしまう懸念や違和感が指摘されている。会議録への掲載の有無や、「これ」「ここ」などを用いた説明による会議録上の懸念、操作トラブルによる中断が議会の集中した意識を欠く原因になるという意見もでている。先ずは議員自身の「言論」や想いを大切にすることが大前提であり、「資料はあくまで補足であり、説明は発言が主体」という原則が極めて重要であるとの説明であった。さらに、運用面における課題も多いと感じた。著作権や個人情報の配慮、データや使用する数値の正確性確保などは全て議員個人の責任とされ、事前確認の期間も少ない中で、事務局の負荷軽減や議会の安定運営のためには、資料媒体の取り扱いや会議録の扱い、著作権処理、申請手続、当日の操作ルールなどについて、議会として明確な規則や申し合わせを整備する必要性がある。

市民への説明力向上やインターネット中継等と連携した発信力強化の観点から、モニターを活用した資料投影は有効な手段と言える。しかし、白井市のような実態を踏まえると、単なる導入ではなく、設備整備とあわせて明確な運用基準を構築することが不可欠である。

磐田市議会においては、まずは課題や対策を洗い出し、段階的に試行導入を検討していくアプローチが望ましい。開かれた議会の実現に向け、議員の言論の重みを担保しつつ、適切なルール整備を伴った慎重な検討を進めるべきであると思われる。

Ⅱ　狭山市　人口：147,364 人・面積 48.99 ㎢（令和８年７月１日現在）

１　一般質問における資料提示について

⑴　概要

狭山市は、南西から北東へ向かう入間川とその低地を挟んで北西側は入間台地、南東側は武蔵野台地です。武蔵野台地北西端に国道 16 号、並行する西武新宿線は中心市街地のある狭山市駅で、狭山市駅を通り川越と所沢を結びます。

「色は静岡、香りは宇治よ、味は狭山でとどめさす」と歌われているとおり、狭山茶は、静岡茶、宇治茶と並んで「日本三大茶」「狭山茶」の主産地です。

⑵　考察

狭山市議会では、以前からパネルを使用しての一般質問を行っていた。平成 26 年システム改修とモニター４台を設置し、平成 30 年議会運営委員会で試行実施の運用基準を定め、同年モニターの活用ルールを策定し、議会運営委員長から議長へ答申し、本格的に導入された経緯がある。

議場のモニターの使用は一般質問での資料投影で実施しているが、資料投影はあくまで「質問を補完するもの」と位置づけられており、静止画に限定した運用が行われている。これにより、文章だけでは伝わりにくい現場写真や地図、統計グラフなどを視覚的に示し、傍聴者や市民にとって議論の理解を深める効果的な手段となっていると感じた。一方で、会議録への記録を見据え、「このように」「これ」といった指示代名詞を使わず、資料の内容や趣旨が文字として正確に伝わる表現を用いることが徹底されていた。

運用体制における最大の特徴は、資料の事前確認が議長判断によって行われ、著作権や個人情報への配慮は原則として議員の自己責任とされている点である。登壇日前日のデータ提出期限や、議長改選により判断が変わってしまう可能性があることを踏まえると、磐田市議会の運営実態にその

まま当てはめるには課題もあると感じる。

磐田市議会が市民に分かりやすく開かれた議会を実現し活性化を図る上で、既存のモニターやタブレットを活用した資料投影の導入は、極めて有効な手法であると思われる。しかし、短期間での資料提出や運用体制などの課題に対処するため、議会の安定運営に繋がる明確な規則の整備に加え、著作権・肖像権への配慮や障害時の議事継続といった実践的な対策をあらかじめ講じた上で、議会運営委員会等を中心としながら、磐田市議会の実情に即した運用ルールや導入時期について、慎重に調査研究していく必要があると思われる。